



# 熊本県公報

号外 第 1 7 号

平成 27 年 3 月 31 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則…………… (廃棄物対策課) 1
- 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 3
- 熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… ( ) 17
- 熊本県博物館ネットワークセンター条例施行規則…………… (文化企画課) 17
- 熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則…………… (健康づくり推進課) 23

## 規 則

熊本県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 2 3 号

熊本県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則 (平成 1 4 年熊本県規則第 4 号)  
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則  
第 1 条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「に基づく第一種フロン類回収業者の登録等」を「の施行」に、「省令」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 3 9 6 号) 及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則 (平成 2 6 年経済産業省・環境省令第 7 号)」に改める。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

(登録簿の様式)

第 2 条 法第 2 8 条第 1 項の第一種フロン類充填回収業者登録簿 (以下「登録簿」という) は、別記第 1 号様式によるものとする。

(登録簿の閲覧所)

第 3 条 法第 3 2 条の規定により登録簿を一般の閲覧に供するため、第一種フロン類充填回収業者登録簿閲覧所 (以下「閲覧所」という) を環境生活部環境局廃棄物対策課内に置く。

第 6 条中「その他」を「その他の理由により」に改め、「臨時に」の次に「閲覧所の」を加える。

第 9 条中「第 1 5 条第 1 項に規定する」を「第 3 3 条第 1 項の規定による」に、「届出は」を「届出は、」に改める。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。



別記第 2 号様式 (第 9 条関係)

第一種フロン類充填回収業の廃業等届出書

年 月 日

熊本県知事 様

(届出者)  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 33 条第 1 項の規定により、次のとおり届出ます。

第一種フロン類 充填回収業者の 氏名(法人にあつ ては、名称及び代 表者の氏名)			
住所			
登録番号			
廃業等の事由の 生じた日	年 月 日		
廃業等の事由(該 当する事由の記 入欄に○を付け てください。)	記入欄	該当する事由	第一種フロン類充填回収業者との間柄
		1 死亡	相続人
		2 合併による法人の消滅	法人を代表する役員であった者
		3 破産手続開始の決定に よる法人の解散	法人の破産管財人
		4 2 又は 3 以外の理由に よる法人の解散	法人の清算人
	5 県内における第一種フ ロン類充填回収業の廃止	第一種フロン類充填回収業者であった 個人又は第一種フロン類充填回収業者 であった法人を代表する役員	

備考 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。

- 附 則
- この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
  - この規則の施行の際現に改正前の熊本県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の規定により提出されている届出書は、改正後の熊本県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の規定により提出された届出書とみなす。

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 27 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則  
 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則（昭和50年熊本県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の2項を加える。

3 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更した場合は、受給資格者氏名・住所等変更届（別記第4号の2様式）に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明する書類及び受給資格証を添えて、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができない。

4 受給資格証は、前項の規定による受給資格者氏名・住所等変更届の提出を受けたときは、第20条第1項及び第2項中「第6条前段」の次に「、第7条第3項及び第4項」を加え、「、同条第3項及び」を「及び第3項、」に改め、「これらの規定」の次に「（第10条第2項各号を除く。）」を加える。

第22条第1項中「同号に該当する者に係る就業促進手当（」の次に「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。」を加え、「同項第2号」を「就業促進定着手当に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（別記第13号の4様式）に、同法第56条の3第1項第2号」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 7 条、第 9 条、第 13 条、第 15 条、第 18 条、第 20 条、第 22 条関係)

失業者退職手当受給資格証					
交 付 年 月 日		年 月 日		交付番号	号
受給資格者	氏 名			男・女	年 齡 満 歳
	住 所 又 は 居 所				
	退 職 年 月 日	年 月 日	退職事由		
	求 職 年 月 日	年 月 日	勤 続 期 間		
	受給期間満了年月日	年 月 日	年 月		
退職時に支払われた一般の退職手当等の額		円			
計 算 の 根 拠					
退職の月前 6 月に支払った給与総額					
1	給 料	円	7	手 当	円
2	扶 養 手 当	円	8	手 当	円
3	住 居 手 当	円	9	手 当	円
4	通 勤 手 当	円	10	手 当	円
5	手 当	円	合 計		円
6	手 当	円			
基本手当の日額		等 級 円			
公共職業訓練等	受講開始	技能 修得 手当	受講手当	日額 円 月 日	支給開始
	年月日		特定職種 受講手当	月額 円 月 日	支給開始
	受講終了予定	年月日	通所手当	月額 円 月	支給開始
			寄宿手当	月額 円 月 日	支給開始
賃 金 日 額	円 銭				
失業者の退職 手 当 日 額					円
失業者の退職 手当額					円
待 期 日 数					日
給 付 日 数					日
年 月 日		任命権者氏名			印

備考 「退職の月前 6 月に支払った給与総額」欄には、給与の種類別に 6 月間の総額を記入すること。

別記第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 4 号の 2 様式 (第 7 条関係)

受給資格者氏名・住所等変更届

支給番号					
新氏名					
1 氏名	フリ ガナ				
	新				
	旧				
2 住所 又は 居所	新				
	旧				
3 生年月日	年 月 日	4 変更年月日	年 月 日		
熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第 7 条第 3 項の規定により上記のとおり届け ます。 年 月 日 任命権者 様 (高年齢・特例) 受給資格者氏名 印 支給番号 ( ) 電話番号 ( )					
備考	※口座名義変更確認欄				

備考

- 1 氏名のみを変更したときは、標題中「・住所等」の文字を抹消すること。この場合には、2 欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所のみを変更したときは、標題中「氏名・」の文字を抹消すること。この場合には、1 欄には記載しないこと。
- 3 3・4 欄の下の「(高年齢・特例) 受給資格者氏名」欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類(例えば住民票)を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

別記第 1 0 号様式から別記第 1 2 号様式までを次のように改める。

別記第 1 0 号様式（第 1 3 条関係）

公共職業訓練等通所届

順路	① 通所方法の別	② 区 間	③ 距 離 (概算)	④ 乗車券等の 種 類	⑤ 左欄の乗車券等の額 (1 箇月分)	⑥備 考
1		住居から ( 経 由 ) まで	km		円	
2		から ( ) まで	km		円	
3		から ( ) まで	km		円	
4		から ( ) まで	km		円	
5		から ( ) まで	km		円	
6		から ( ) まで	km		円	
計			km		円	
<p>⑦ 届出理由            1 新 規      2 住所又は居所の変更      3 通所経路の変更      4 通所方法の変更            5 運賃等の負担額の変更            上記事実の発生日年 月 日</p> <p>上記の記載事実に誤りのないことを証明します。            年 月 日            (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印</p> <p>熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第 1 3 条第 1 項の規定により上記のとおり届けます。            年 月 日            受給資格者証番号 ( )            受給資格者 住 所            氏 名 印</p>						
※ 処 理 欄	該 当	イ 交通機関等の利用      ロ 自転車等利用	(イ) 通所不便の者 (ロ) (イ) 以外の者			
	非 該 当 理 由					
	通所手当の月額	決 定 年 月 日				
	円	年 月 日				

注意事項

- この届書には、通常行っている通所の実情のみを記載し、例外的な方法等は記載しないこと。
- ①欄には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、〇〇線等の別を記載すること。
- ④欄には、1 箇月定期券、1 0 枚綴回数券、優待乗車券等の別を記載すること。
- ⑤欄には、④欄の乗車券等を使用して 1 箇月間通所する場合に要する運賃等の額を記載すること。なお、定期券によらない場合には、通所 2 1 回分の運賃等の額を記載すること。
- ⑥欄には、定期券によらない場合にはその理由、回数券による場合にはその片道及び月間の使用枚数、往路と帰路と異なる場合にはその旨及び理由等を記載すること。
- ⑦欄は、その届書を提出する主な理由に該当するものの番号を○で囲むこと。
- ※印欄には、記載しないこと。

別記第 1 1 号様式 (第 1 4 条関係)

(表)  
公共職業訓練等受講証明書

待期満了年月日	年 月 日						
支給期間 初日	年 月 日				末日	年 月 日	
認定日数	受講日数	通所日数	特定職種受講日数	寄宿日数			
内職 (労働日数、収入額)	円	就業手当支給日数	早期就業支援金支給日数				
1 受講者氏名	2 証明対象期間			年 月			
3 訓練受講職種							
4 右のカレンダーに該当する印を付けてください。	1	2	3	4	5	6	7
(1) 公共職業訓練等が行われなかった日 (日・祝日等) = 印	8	9	10	11	12	13	14
(2) 公共職業訓練等を受けなかった日のうち	15	16	17	18	19	20	21
ア 疾病又は負傷による場合 ○印	22	23	24	25	26	27	28
イ ア以外でやむを得ない理由がある場合 △印	29	30	31				
ウ やむを得ない理由がない場合 ×印							
5 特記事項	上記の記載事実に誤りのないことを証明します。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印						
6 2の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	ア した			イ しない			
7 2の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。	ア 得た			イ 得ない			
8 寄宿の有無	有 ( ) ・無						
	上記のとおり申告します。 また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。 年 月 日 受講者氏名 印 公共職業安定所長 様						
※連絡事項							
備考							



## (裏)

## 備考

- 1 公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を 5 欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 6 欄及び 7 欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 4 6 欄及び 7 欄の「2 の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 5 6 欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、1 日の労働時間が 4 時間以上のもの（4 時間未満であっても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となる。）、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になったりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6 欄及び 7 欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第 19 条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8 欄は、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を（ ）内に記載すること。
- 8 8 欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。  
また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」の文字を抹消すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

別記第 1 2 号様式 (第 1 5 条関係)

(表)

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

				④ 受給資格証番号			
申請者	① 氏名		② 性別	男・女	③ 生年月日	年	月 日
診療 担当 者の 証明	⑤ 傷病の名称及びその程度						
	⑥ 初診年月日		年月日				
	⑦ 傷病の経過		年月日 治癒、転医、中止、継続中				
	⑧ 傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間		年月日から } 日間 年月日まで }				
	⑨ 上記のとおり証明します。 年月日		診療機関の所在地及び名称 診療担当者氏名 印				
支給申請期間	⑩ 同一の傷病により受けることができる給付		(1) (2) (3) (4)				
	⑪ ⑩の給付を受けることができる期間		年月日から 年月日まで 日間				
	⑫ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間		年月日から 年月日まで 日間				
⑬ 内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日 月 日 月 日 月 日	収入のあった日 何日分の収入か	月 日 日分	収入額	円		
		収入のあった日 何日分の収入か	月 日 日分	収入額	円		
		収入のあった日 何日分の収入か	月 日 日分	収入額	円		
熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第 1 5 条第 1 項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年月日							
任命権者			申請者氏名			印	
様							
※ 処 理 欄	支給期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間						

## (裏)

## 備考

- 1 ⑩欄には、⑧欄の期間のうち同一の傷病により受け付けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けすることができる全ての給付の番号）を○で囲むこと。
  - (1) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償費
  - (2) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
  - (3) 地方公務員災害補償法による休業補償費
  - (4) その他これらに準ずる法令等により支給されるこれらに相当する給付
- 2 ⑬欄には、⑧欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であつて、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。

別記第 1 3 号の 3 様式を次のように改める。

別記第 1 3 号の 3 様式 (第 2 2 条関係)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

①申請者	氏名	住所	(電話 )
------	----	----	-------

事業主の証明	②就職先の事業所 (開始した事業)	名 称		
		所 在 地	(電話 )	
		事 業 の 種 類		
	③雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	④採用内定年月日	年 月 日
	⑤職 種		⑥一週間の所定労働時間	時間 分
	⑦賃 金 月 額	万 千円	⑧雇用期間	イ 定めなし → 年 月 日まで ロ 定めあり ( 年 箇月) 契約更新条項 (ア 有 イ 無) 1年を超えて雇用する見込み (ア 有 イ 無)
	⑨上記の記載事実 zu 誤りのないことを証明します。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)			

⑩	③の雇入年月日又は事業開始年月日前 3 年間に於ける就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。
---	--	--

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第 2 2 条第 1 項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。  
年 月 日  
任命権者 様 申請者氏名 印

※ 処 理 欄	所定給付日数	日	備 考
	支給残日数	日	
	支給金額	円	
	支給決定年月日	年 月 日	

備考

- この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して 1 箇月以内 (提出期限) に、退職当時の任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 雇用された受給資格者にあつては、①から⑩までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあつては、①から③まで及び⑩の欄に記載すること。
- ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び 1 年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- ⑩欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- ※印欄には、記載しないこと。

別記第13号の3様式の次に次の1様式を加える。

様式第 1 3 号の 4 様式 (第 2 2 条関係)

(表)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

1 氏名			2 受給資格証番号			
3 住所	〒					
4 就職先の事業所	名称			事業所番号	— —	
	所在地	〒 (電話番号 )				
5 1 週間の所定労働時間	時間	分	6 求人申込み時等に明示した賃金額 (月額)	万 千円		
7 雇用期間中の賃金支払状況						
事業主の証明	① 賃金支払対象期間	② ①の基礎日数	③ 賃金額			④ 備考
			(A)	(B)	計	
	月 日 ~ 月 日					
	月 日 ~ 月 日					
	月 日 ~ 月 日					
	月 日 ~ 月 日					
	月 日 ~ 月 日					
	月 日 ~ 月 日					
	就職年月日 ~ 月 日					
8 上記の記載事実に誤りがないことを証明します。						
年 月 日		事業主氏名			印	
(法人のときは名称及び代表者氏名)						
9 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第 2 2 条第 1 項の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。						
年 月 日		申請者氏名			印	
任命権者 様						
備考						

(裏)

備考

- 1 この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して 6 箇月に至った日の翌日から起算して 2 箇月以内に、原則として、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。
- 2 この申請書は、受給資格者証を添えること。
- 3 申請者にあつては 1 欄から 3 欄まで及び 9 欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては 4 欄から 8 欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1 欄から 3 欄までは、再就職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、就業促進定着手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 5 申請書の記載について
  - (1) 申請者の記載事項  
9 欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
  - (2) 事業主の記載事項
    - ア 5 欄は、再就職手当の受給に係る就職日から 6 箇月に至った時点における 1 週間の所定労働時間を記載すること。
    - イ 6 欄は、事業主が求人者の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。
    - ウ 7 欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が 1 暦月中に 2 回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
    - エ 8 欄において、4 欄から 7 欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

※記載欄

別記第 1 4 号様式を次のように改める。

別記第 1 4 号様式 (第 2 2 条関係)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

①申請者	氏名	住所	(電話 )
------	----	----	-------

事業主の証明

②就職先の事業所	名 称			
	所 在 地	(電話 )		
	事 業 の 種 類			
③雇入年月日	年 月 日	④採用内定年月日	年 月 日	
⑤職 種		⑥一週間の所定労働時間	時間	分
⑦賃 金 月 額	万 千円	⑧雇用期間	イ 定めなし → 年 月 日まで ロ 定めあり ( 年 箇月) 契約更新条項 (ア 有 イ 無) 1 年を超えて雇用する見込み (ア 有 イ 無)	
⑨上記の記載事実に誤りのないことを証明します。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)				

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前 3 年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない。

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第 2 2 条第 1 項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。  
年 月 日  
任命権者 様 申請者氏名 印

備 考	
※ 処 理 欄	支 給 金 額 円 支給決定年月日 年 月 日

- 備考
- この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して 1 箇月以内(提出期限)に、退職当時の任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
  - ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び 1 年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
  - ⑩欄は、該当する記号を○で囲むこと。
  - ※印欄には、記載しないこと。



附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の規定により交付されている失業者退職手当受給資格者証は、改正後の熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の規定により交付された失業者退職手当受給資格者証とみなす。

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第25号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の職の設置に関する規則（昭和31年熊本県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次条に規定する職の職員」を「臨時職員（地方公務員法第22条第2項の規定により臨時的に任用される職員（熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）第14条に規定する特別休暇のうち、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）第13条の表6の項又は7の項で定める場合における休暇を取得している職員の業務を処理するために任用される職員を除く。）をいう。次条第1項において同じ。）」に改める。

第3条の見出し中「臨時」を「臨時職員」に改め、同条第1項中「前条に規定する職のほか、地方公務員法第22条の規定に基づき臨時的に任用される職員」を「臨時職員」に改める。

別表第1中「政策調整審議員」を「情報企画監 政策調整審議員」に、「危機管理防災企画監 情報企画監」を「危機管理防災企画監」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県博物館ネットワークセンター条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第26号

熊本県博物館ネットワークセンター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本県博物館ネットワークセンター条例（平成27年熊本県条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第2条 条例第7条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、多目的広場等使用許可申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更の許可の申請）

第3条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、多目的広場等変更使用許可申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（使用の中止の届出）

第4条 使用者は、使用許可を受けた多目的広場等（条例第3条第5号に規定する多目的広場等をいう。以下同じ。）の使用を中止しようとするときは、多目的広場等使用中止届出書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第5条 使用者は、多目的広場等を使用許可を受けた目的以外の目的で使用し、又は他人に独占して使用させてはならない。

（原状回復）

第6条 使用者は、多目的広場等の使用を終了し、又は条例第9条の規定により使用許可を取り消されたときは、使用に係る多目的広場等を原状に回復し、係員の点検を受けなければならない。

（遵守事項）

第7条 何人も、熊本県博物館ネットワークセンター（以下「ネットワークセンター」という。）内においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ネットワークセンターの施設、設備又は物品（以下「施設等」という。）を毀損し、又は滅失しないこと。
- (2) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所にごみその他の汚物を捨てないこと。
- (5) 許可なく火気を使用し、又は所定の場所以外の場所で喫煙しないこと。
- (6) 許可なく所定の場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は留め置かないこと。

- (7) 許可なく所定の場所以外の場所に立ち入り、又は所定の設備以外の設備を使用しないこと。
- (8) 許可なくポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは貼り付け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。
- (9) 許可なく特別の設備を設けないこと。
- (10) 許可なく寄附金の募集、物品の展示若しくは販売若しくは飲食物の提供をし、又は第三者をしてこれらの行為をさせないこと。
- (11) 許可なく印刷物、図画、宣伝ビラ等を頒布しないこと。
- (12) 前各号に掲げる事項のほか、ネットワークセンターの管理上支障がある行為をしないこと。

(入館制限)

第8条 知事は、ネットワークセンターに入館しようとし、又は入館している者が、次の各号のいずれかに該当するときには、当該者の入館を拒み、又は当該者に対し退館を命ずることができる。

- (1) ネットワークセンターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) ネットワークセンターの施設等を毀損し、若しくは滅失し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) 条例若しくはこの規則又は係員の指示に違反したとき。
- (4) その他ネットワークセンターの管理上支障があると認められるとき。

(毀損等の届出)

第9条 ネットワークセンターの施設等を毀損し、又は滅失した者は、直ちにその旨をネットワークセンター施設等毀損（滅失）届出書（別記第4号様式）により知事に届け出なければならない。

(適用除外)

第10条 条例第12条第1項の規定によりネットワークセンター（多目的広場等に限る。）の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条から第4条までの規定は、適用しない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、ネットワークセンターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条から第6条まで及び第10条の規定は、平成27年10月1日から施行する。

別記第 1 号様式(第 2 条関係)

多目的広場等使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

使用施設 (該当するものを○で 囲んでくだ さい。)	多目的広場東面 多目的広場西面  多目的広場管理棟会議室		
使用目的			
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
使用責任者	住所  氏名 電話番号		

備考 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 2 号様式(第 3 条関係)

多目的広場等変更使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用許可を受けた事項を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更の理由		

備考 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 3 号様式(第 4 条関係)

多目的広場等使用中止届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用許可を受けた施設の使用を中止したいので、下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
使用施設 (該当するものを○で囲んでください。)	多目的広場東面 多目的広場西面 多目的広場管理棟会議室
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
中止の理由	

備考 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 4 号様式 (第 9 条関係)

ネットワークセンター施設等毀損 (滅失) 届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住 所

氏 名 印

電話番号

下記のとおり 施設 設備 を 毀損 滅失 しましたので届け出ます。  
記

毀損 (滅失) した 年 月 日	
毀損 (滅失) した 場 所	
毀損 (滅失) した 施設、設備 又は物品	
毀損 (滅失) の 理 由	
毀損 (滅失) の 状 態	

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

\_\_\_\_\_

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第27号**

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県調理師法施行細則（昭和34年熊本県規則第8号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「1通とし、」の次に「調理師の」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項中「（熊本市に住所を有する者が書類を提出する場合にあつては、熊本市長）」を削り、同条第3項中「第1条の2から第1条の5まで」を「第1条の3及び第1条の4の規定並びに省令第5条及び第8条」に改め、「を経由して厚生労働大臣」を削り、「2通」を「1通」に、「施設」を「調理師養成施設」に改める。  
別記第4号様式中「必要ない」を「必要ありません」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 氏名を自署する場合は、押印は不要です。  
別記第5号様式中「つけること」を「付けてください」に、「記載すること」を「記載してください」に改め、同様式備考を次のように改める。

- 備考
- 1 原則として当該施設長が証明してください。ただし、従事者と施設長が同一人である場合、施設長が従事者の配偶者若しくは二親等内の血族である場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合は、調理師会等所属団体の長又は同業者が証明してください。
  - 2 証明印は、当該施設長の職印とします。個人が証明する場合は、印鑑届のしてある印を用いるとともに、その印鑑証明書を添付してください。
  - 3 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であつて多数人に対して飲食物を調理して供与するものとして開設した年月日をいいます。

- 附 則
- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県調理師法施行細則の規定により提出されている調理師試験受験願書及び調理業務従事証明書は、改正後の熊本県調理師法施行細則の規定により提出された調理師試験受験願書及び調理業務従事証明書とみなす。